

○財務省告示第五十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十一年二月九日に発行した政府短期証券の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年三月四日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
九  
十  
五  
条  
第  
一  
項、第百三十六  
条第  
一  
項及び第百三十七  
条第一  
項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非

九	八		七							六		五																										
振替単位	最額面金		行争		非争		者争		特	国	入	価	格	競	争	額	行	争		非	者	特	国	入	価	格	競	争	方募									
振替法の規定による振替口座簿	千	万				八	三	九	四								千	額	万	額																		
	円					千	千	万	兆								円	面	円	面																		
						百	百	千	千								額	金	額	金																		
						四	十	百	十								で	で	で	で																		
						十	二	億	億								三	四	兆	八																		
						七	千	千	千								百	四	千	百																		
						千	九	百	百								十	五	億	九																		
						九	百	五	十								四	千	億	千																		

価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てて各申込みの範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

金額で四兆八千三百四十五億四千

九兆六千六百三十八億二千九百五十

十  
一  
発

イ

ロ

十  
二

十  
三

十  
四

十  
五

償還期日  
償還期日  
争入札発  
非価格競  
者第I  
特別参加  
国債市場  
入札発行  
価格競争  
発行行  
格日

の記載又は記録は、最低額面金額の記載又は記録は、最低額面金額と

す。平成二十一年二月九日

額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九  
額面金額百円につき九十九円九

平成二十一年五月十三日

ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

額面金額百円につき百円

日本銀行から通知を受けた者

平成二十一年二月九日